

神奈川県庁舎等建物清掃業務委託落札者決定基準（案）

1 総合評価点の算出方法（加算方式）

総合評価点（1000点）＝価格点（500点）＋業務点（500点）
（業務点内訳）

業務点（500点）＝業務体制点（450点）＋政策協力点（50点）

2 価格点について

（1）価格点算定において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

ア 最低制限価格：調達課長が定める「庁舎等建物清掃」を含む一般業務委託に適用する最低制限価格率（83%）を予定価格に乗じた金額（ただし、1円未満は切捨てる。）

イ 適正価格：最低制限価格以上予定価格以下で入札された価格のうち、最も低い入札価格。

（2）入札価格、予定価格、最低制限価格及び適正価格は、消費税法及び地方税法に規定する消費税及び地方消費税を除いた額とする。

（3）価格点の算出方法は次のとおりとする。

ア 入札価格が適正価格の場合

価格点＝500点（満点）

イ 入札価格が適正価格超予定価格以下の場合

価格点＝ $\{1 - (\text{入札価格} - \text{適正価格}) / \text{適正価格}\} \times 500$ 点

ただし、1点未満の端数は切捨てる。

ウ 入札価格が適正価格未満の場合

価格点＝ $\{1 - (\text{適正価格} - \text{入札価格}) / \text{適正価格}\} \times 500$ 点

ただし、1点未満の端数は切捨てる。

3 業務体制点について

（1）業務体制点算定において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

ア 建築物衛生法：建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）

イ 営業拠点：本契約に係る業務を担当する営業拠点（入札参加資格者名簿に登載された本店又は支店、営業所に限る。）

（2）別表の各項目に該当する得点を合計して算出する。

落札候補者は、別途指定する書類を提出すること。

評価にあたっては、入札説明書で定める詳細条件等を満たす場合のみ得点を与える。□

4 政策協力点について

別表の各項目に該当する得点を合計して算出する。

落札候補者は、別途指定する書類を提出すること。

評価にあたっては、入札説明書で定める詳細条件等を満たす場合のみ得点を与える。□

(別表) 該当する得点を合計して算出する。

業務点 内訳	評価分類	評価項目	評価内容	項目 番号	評価基準	得点	評価項目 配点	落札候補者 提出書類例	
業務体制点 (450点)	業者の履行 能力	事業登録等の状況	事業登録、監督者 の設置及び研修実 施状況	1	① 営業拠点において、建築物衛生法第12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に基づく登録を受けた者	50	50	①の場合 ・登録証明書の写し ②場合 ・清掃作業監督者講習会 修了証書の写し等 ・監督者を営業拠点に配 置していることを証する 書類 ・研修に関する書類	
					② (①に該当しない場合) 次の(ア)及び(イ)の要件に該当する者 (ア) 営業拠点に次のいずれかに該当する監督者を設置し、本件業務を適正に履行することができる者 a 建築物衛生法施行規則第25条第 2 号に定める清掃作業監督者 b 監督者として必要な技術及び資質の向上に資する資格を有する者又は講習を修了した者 c 監督者として 3 年以上の実務経験を有する者 (イ) 営業拠点の清掃作業従事者のすべてに、次のいずれかの研修を、契約開始日が属する年度の 前年度中に 1 回以上参加させた者 (研修の指導者はこの内容を指導するのに適当と認められる者 とする。また研修 1 回につき 7 時間以上確保すること。) a 建築物衛生法施行規則第25条第 3 号に定める厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となっ て行われる研修 b 清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生等を内 容とする社内研修	20			
		経営状況	過去 3 年間に おける経営状況	2	流動比率	全ての年で100%以上	50	100	・過去 3 年貸借対照表
						100%以上の年が 2 年ある	40		
						100%以上の年が 1 年ある	30		
				3	自己資本比率	全ての年で30%以上	50		
30%以上の年が 2 年ある	40								
30%以上の年が 1 年ある	30								

業務体制点 (450点)	責任者の履行能力	営業拠点の資格保有者の配置状況	対象業務を遂行する上で有効な資格の保有状況	4	<p>営業拠点に、(ア)～(エ)の資格の保有者を配置している場合は、表記の得点を加点する。ただし、得点の合計は50点を上限とする。</p> <p>また、(ア)と(イ)、(ア)と(ウ)、(ア)と(エ)を重複して保有する者についてはそれぞれの資格について加点するが、(イ)、(ウ)及び(エ)を重複して保有する者については、(イ)についてのみ加点する。</p> <p>(ア) 建築物清掃管理評価資格者・・・20点/1人 (イ) ビルクリーニング技能士1級・・・20点/1人 (ウ) ビルクリーニング技能士2級・・・10点/1人 (エ) ビルクリーニング技能士3級・・・5点/1人</p>	50	・資格保有者を営業拠点に配置していることを証する書類	
	履行体制	苦情及び緊急時の対応	苦情及び緊急時等における対応マニュアル	5	<p>苦情及び緊急時等の処理に関する対応マニュアルが整備されており、つぎの内容が全て明記されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担 ・連絡及び報告体制 ・発注者への伝達方法 	60	・対応マニュアル	
		品質保証体制	対象業務の品質を 保証する体制の 整備状況	6	① 営業拠点に在籍する建築物清掃管理評価資格者による定期的なチェック体制について定めた、自主検査に関する社内規定がある。また、社内規定に、チェックの内容及び方法が定められている。 上記に加え、本契約の履行期間中、建築物清掃管理評価資格者による評価を、年に1回発注者に提出することができる。	80	80	<ul style="list-style-type: none"> ・資格保有者を営業拠点に配置していることを証する書類 ・自主検査に関する社内規定
					② (①に該当しない場合) 営業拠点に在籍する建築物清掃管理評価資格者による定期的なチェック体制について定めた、自主検査に関する社内規定がある。また、社内規定に、チェックの内容及び方法が定められている。	70		
③ (①、②に該当しない場合) 営業拠点に在籍する清掃作業監督者による定期的なチェック体制について定めた、自主検査に関する社内規定がある。また、社内規定に、チェックの内容及び方法が定められている。	40							
④ (①～③に該当しない場合) 定期的なチェック体制について定めた、自主検査に関する社内規定がある。また、社内規定に、チェックの内容及び方法が定められている。	30							

業務体制点 (450点)	研修体制	研修制度の整備	清掃作業従事者に対する研修の実施計画	7	<p>本契約の履行期間中、本業務の清掃作業従事者のすべてに、1年に1回以上、次に掲げる①または②に参加させる計画である（研修の指導者はこの内容を指導するのに適当と認められる者であること。）また、研修1回につき7時間以上確保すること。</p> <p>①建築物衛生法施行規則第25条第3号に定める厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて行われる研修 ②清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生等を内容とする社内研修</p>	10	60	・研修計画書等
			清掃作業従事者に対する研修の実施実績	8	<p>契約開始日が属する年度の前年度中に、2回以上、次に掲げる①または②でそれぞれ内容の異なる研修に、営業拠点の清掃作業従事者のすべてを参加させた。研修の指導者はこの内容を指導するのに適当と認められる者であること。また、1回につき7時間以上確保したものであること。</p> <p>①建築物衛生法施行規則第25条第3号に定める厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて行われる研修 ②清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生等を内容とする社内研修</p>	50		・研修に関する書類
	地理的条件	所在地	競争入札参加資格における本店等の所在地	9	施設所在市区町村またはこれに隣接する県内市区町村に本店がある。	50	50	
					県内に本店があり、施設所在市区町村またはこれに隣接する県内市区町村に支店または営業所がある。	40		
					県内に本店がある。	30		

政策協力点 (50点)	環境配慮への取組状況	10	本店又は県内の事業所におけるISO14001認証取得または 本店又は県内の事業所におけるエコアクション21認証取得			5	・ 認証等証明書類
	かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度による認証状況	11	かながわ脱炭素チャレンジ中小企業等認証制度による認証取得			5	
	障害者雇用状況	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定雇用率を超えてプラス1人以上雇用していること ・ かながわ障害者雇用優良企業の認証取得 ・ 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす）による認定取得 	左記のうち 1つ	5	10	
				左記のうち 2つ以上	10		
	神奈川県子ども・子育て支援推進条例認証状況	13	神奈川県子ども・子育て支援推進条例による認証取得			5	
	女性活躍推進法認定状況	14	女性活躍推進法による認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）取得			5	
	再犯防止への取組状況	15	申請日時点で横浜保護観察所の協力雇用主として登録があり、かつ横浜保護観察所に証明依頼書を提出した日から遡った2年間のうち、連続する3か月間以上保護観察対象者等を雇用した実績のあること			5	
	かながわサポートケア企業の認証取得	16	かながわサポートケア企業の認証取得			5	
	健康経営優良法人の認定	17	健康経営優良法人の認定取得			5	
神奈川県消防団協力事業所の認定	18	神奈川県消防団協力事業所の認定取得（もしくは国または市町の認定取得）			5		
合 計					500		